

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該工事に係る予算示達がなされることを条件とするものです。

平成27年3月13日

支出負担行為担当官

那覇地方検察庁検事正 田 辺 泰 弘

1 工事概要

(1) 工事名

那覇地方検察庁平良支部接見室模様替工事

(2) 工事場所

沖縄県宮古島市平良字西里345番地 那覇地方検察庁平良支部庁舎

(3) 工事内容

2階倉庫の一部を接見室へ模様替えする。

(4) 工期

平成27年7月17日まで

(5) その他

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 本件工事の業種区分において、法務省の平成27・28年度における建設工事の一般競争参加資格の認定がD等級以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企画体の代表者以外の構成員である場合を

除く。)。 (入札説明書参照)

- (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適當であると認めていないこと。

3 入札手続等

- (1) 連絡先 〒900-8578 那覇市樋川1丁目15番15号

那覇地方検察庁事務局会計課国有財産係

電話098-835-9228 (直通)

- (2) 入札説明書等の入手期間及び入手方法

ア 入手期間

平成27年3月13日(金)から同年4月20日(月)まで

イ 入手方法

上記1(2)及び3(1)にて交付(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時まで。)

なお、郵送又は電送による入手申込みは受け付けない。

- (3) 申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間

平成27年3月13日(金)から同年3月23日(月)まで

持参する場合は、上記機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所

上記1(2)及び3(1)に同じ

ウ 提出方法

別紙申請書を持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)すること。

- (4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日 時 平成27年4月21日(火)午後2時

イ 場 所 〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里345番地

那覇地方検察庁平良支部2階会議室

ウ 提出方法 持参すること(郵送は認めない)。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法(平成4年法律第51号)による。

- (2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行代理店（日本銀行那覇支店））。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行代理店（日本銀行那覇支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

本入札は、当該工事に係る予算の示達を待って落札決定とする。

なお、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続における交渉の意図の有無

無

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。